

山形銀行 IC キャッシュカード特約

1. (特約の適用範囲)

- (1) ICキャッシュカードとは、ICチップを搭載したキャッシュカード（以下「ICカード」といいます。）のことをいいます。
- (2) この特約は、「山形銀行キャッシュカード規定」、各カードローン規定の一部を構成するとともに同規定と一体として取り扱われるものとします。

2. (ICカードの利用)

- (1) ICカードは以下の支払機で利用できます。
 - ① 当行のIC対応の支払機
 - ② 提携銀行のIC対応の支払機
 - ③ 上記以外の当行および提携銀行の支払機
- (2) ICカードで上記(1)①～②の支払機により払戻し等を行う場合は、入力された暗証と届出の暗証との一致を確認したうえで、ICチップによる払戻し等を行います（以下「IC認証取引」といいます。）。
- (3) ICカードで上記(1)③の支払機により払戻し等を行う場合は、入力された暗証と届出の暗証との一致を確認したうえで、磁気ストライプによる払戻し等を行います（以下「磁気ストライプ取引」といいます。）。
- (4) 上記(2)において、提携銀行によっては、磁気ストライプ取引となる場合があります。

3. (1日あたりの取引限度額)

- (1) ICカードによる1口座1日あたりの取引限度額は、「カード振込と現金払戻しの合計」、「現金払戻し」、「提携銀行でのカード振込と現金払戻しの合計」において、当行所定の金額の範囲内とします。なお、取引限度額には、磁気ストライプによる取引金額が含まれるものとします。
- (2) ICカードまたはキャッシュカードと各種ハイブリッドカードまたは代理人カードの複数カード発行口座における各々のカードによる取引の合計額は、前記(1)の取引限度額の範囲内とします。
- (3) 取引限度額には、現金自動預入支払機による通帳払戻しを利用している場合の支払機を利用した通帳による取引金額が含まれるものとします。
- (4) 取引限度額は当行所定の方法により、当行所定の範囲内で変更することができます。
- (5) 磁気ストライプのキャッシュカードからICカードへの切替等、カード種類を切り替えた場合、事前にお客さまが個別に変更していた取引限度額は引継がれませんので、必要に応じ、あらかじめ取引限度額を変更してください。

4. (代理人カード)

代理人カードは、本特約を適用するほか、山形銀行キャッシュカード規定第7条により取扱いします。

5. (故障等の対応)

- (1) 前記2.に規定された支払機が故障した場合、またはICチップ機能に障害が発生した場合等において、「IC認証取引」ができない場合があります。この場合、磁気ストライプが併載されているICカードであっても、磁気ストライプによる取引ができないことがあります。これらの影響による損害が生じても、当行は責任を負いません。
- (2) 前項において、ICチップ機能に障害が発生した場合は、当行所定の手続に従って、すみやかに当行へICカードの再発行を申し出てください。

6. (発行手数料)

ICカードの発行については、当行所定の手数料をいただきます。

(2024年4月1日現在)